

高松空港取材・撮影規程

制定 2024年5月1日

(目的)

第1条 この規程は、高松空港株式会社（以下「会社」という。）が運営する施設等にて行われる報道機関等が行う取材（以下「取材」という。）及び映画、テレビ番組、CM、雑誌、YouTube 等のための動画、写真撮影等（以下「撮影」という。）に関する許可申請手続き、撮影に係る料金（以下「撮影料」という。）、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 この規程は、空港内における次の各号に掲げる取材及び撮影について適用する。

- (1) 新聞社、テレビ局、ラジオ局、通信社、出版社等が行う取材及び取材に係る撮影
- (2) 映画、テレビ番組、CM、インターネット番組等の制作のために行う撮影
- (3) 広告、ポスター、カレンダー、雑誌等の制作のために行う撮影
- (4) ラジオ番組、テレビ番組等で使用する音声の収録
- (5) 教材、その他広報資料の作成のために行う撮影
- (6) その他 会社が撮影とみなすもの

(取材及び撮影場所)

第3条 取材及び撮影(以下「撮影等」という。)で使用できる場所は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 原則として一般来港者（送迎者、見学者等）が立ち入り可能な区域とする。
- (2) 前項以外の区域の撮影等については、原則認めないものとする。ただし、会社が認める特別な事情がある場合はこの限りではない。
- (3) 保安検査場及び航空会社チェックインカウンター前の保安検査機器は撮影禁止とする。
- (4) 航空会社カウンター、店舗、公的機関が管理している設備又は場所の撮影等（飛行機の機体が映り込む場合も含む）を行う場合には、原則として事前に各管理者の承諾を得ることとする。
- (5) 前各号のほか、会社または各管理者から撮影等に関する指示があった場合は、その指示に従うこととする。

(撮影等の日時)

第4条 原則として、撮影等の時間は平日午前9時から午後5時までの間で会社の指定した時刻とする。（空港管理上、空港が認めた特別な事情がある場合を除く）

(撮影等の申請及び許可)

第5条

- (1) ターミナル内で撮影等を希望する者は、原則として会社に対し撮影許可申請を行わなければならない。
- (2) 撮影者は、取材・撮影許可申請書（以下「撮影申請書」という。）を撮影等予定日の5営業日前までに会社に提出することとする。但し、5営業日前までに提出できない場合は、会社に申し出て指示に従うこと。また、関係機関との調整が必要な場合は予め了承を得た上で申請手続きを行うこととする。
- (3) 会社は、撮影申請書を受理後、速やかに撮影等の日時・目的・場所・人員・機材・取材内容等を審査し、当該撮影を許可することが適当であると認めるときは、当該撮影申請書の提出者に対し撮影等を許可する旨を、もし適当でないとした場合は撮影等を許可しない旨を連絡することとする。
- (4) 撮影する際には自らの身分を証明する社章、自社腕章等を掲示すること。
- (5) 報道機関等が行う取材以外の撮影等の場合は、空港が貸与した撮影許可証を必ず掲示すること。
- (6) 撮影者が、空港内撮影許可を受けた日から撮影等の実施日までの間に実施内容について変更を希望するときは、速やかにその変更内容を会社に申し出ることとする。また、会社は、変更の内容によっては、空港内撮影許可を取り消すことがある。

(撮影の中止及び延期)

第6条 会社は、旅客の混雑時その他空港の管理運営上支障を生じ、又はそのおそれがある場合は、事前に若しくは実施中に撮影等を中止させ、又は延期させることがある。

(撮影料)

第7条 撮影者は、次に掲げるところにより 会社に撮影料を支払わなければならない。

- (1) 撮影料は下表のとおり

料金区分	金額(消費税別途)	備考
基本料金	10,000 円/日	平日 9:00~17:00
撮影人数料金	1,000 円/日	撮影に参与する人数 1 人当たり
立会料金	20,000 円/人	空港職員の立会が必要な場合
	2,000 円/時	時間外追加料金

- (2) 撮影料の金額は、撮影の規模、映像等の用途、撮影時間等を勘案し会社が決定し撮影開始前日までに見積りを提示する。
- (3) 撮影料は、撮影終了後会社が指定する期日までに指定口座へ振込むこととする。
(期日内までに納入が難しい場合は 会社に申し出ること。)

(撮影料の免除)

第8条 会社は次の各号に該当する場合には撮影料を免除することができる。

- (1) 報道機関等の取材によるもの
- (2) 国、地方公共団体等が広報活動の一環として行うもの
- (3) 教育又は福祉に使用されるもの
- (4) 空港内の事業所が研修又は自社の広報のために行うもの
- (5) 会社の都合によって撮影の中止を行ったもの
- (6) 空港の広報宣伝に資すると会社が認めた場合
- (7) その他特別な事情により、会社が認めるもの

(撮影料以外の料金について)

第9条 撮影者が高松空港敷地内における有料待合室、その他有料施設の使用をする場合は別途使用料金を支払う必要がある。

(撮影料の払い戻し)

第10条 撮影料は会社の都合により撮影を中止した場合を除き、返還しない。

ただし、会社の都合により撮影日時を変更した場合に限り、変更した撮影日に当該撮影料を振り替えることができる。

(現場責任者)

第11条

- (1) 撮影者は、撮影の実施にあたっては現場責任者を定め、本規則及び取材・撮影に係る注意事項を厳守するとともに、事故及びトラブルの防止に努めなければならない
- (2) 撮影者等は会社が別途定める空港での取材・撮影に係る注意事項を遵守の上、会社の指示に従うこととする。

(禁止行為)

第12条 撮影者等は次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 許可を受けた場所以外で撮影等を行うこと。また、許可を受けた場所であっても撮影等以外の目的で使用すること。
- (2) 臭気を発する物、脚立やブームマイク等の長大物等で来港者（利用客、送迎者、見学者等）の迷惑になる物を持ち込むこと。
- (3) 来港者(利用客、送迎者、見学者等)、従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為。
- (4) 会社の承諾を受けずに施設等に商号、商標又は広告その他これに類する表示をすること。
- (5) 会社の承諾を受けずに撮影場所に造作すること。

- (6) 会社の承諾を受けずに撮影等で使用する機材を持ち込むこと。
- (7) 会社の承諾を受けずに空港の電源及び備品を使用すること。
- (8) 会社の承諾を受けずに立入禁止区域に立ち入ること。
- (9) 公序良俗に反する行為。
- (10) その他空港管理上支障が生じる恐れがある行為。

(違反、退去)

第13条 会社は撮影者等が前条の規定に違反、もしくは会社の指示に従わないときは直ちに取材及び撮影を中止させ、空港からの退去を求める等必要な措置を講ずることがある。

(原状回復)

第14条 撮影者は、撮影等終了後の撮影等現場の原状回復並びに清掃等を速やかに行わなければならない。そのために必要な備品並びに清掃に要する人員の手配は、撮影者が行わなければならない。また、原状回復後の撮影等現場について、会社の確認を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条

- (1) 撮影者等が、故意又は過失により撮影場所、設備等を破損、汚損、亡失又は個人のプライバシーや肖像権の侵害、名誉棄損などその他の行為により、会社、利用客、その他第三者に損害を与えた場合は、撮影者等の責任をもって誠実に対応し、速やかに処理・解決をするものとする。また併せて撮影者等は直ちにその旨を会社に報告するとともに、速やかに当該損害を賠償することとする。
- (2) 撮影者等は、撮影参加者、利用客、その他第三者の故意又は過失により生じた損害について、会社に対し当該損害の賠償を請求することはできない。

附則

この規程は、2024年5月1日から適用する